

令和3年6月策定

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等 に係る安全対策及び手続きについて

江南市消防本部 消防予防課

第1 趣旨

このガイドラインは、過去の震災による教訓から、製造所等危険物施設が地震等により被災することにより、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、その運用が円滑かつ適切に行われることを目的として平成25年10月3日付け、消防災第364号の通知に基づき策定する。

第2 事業所等が行う安全対策

東日本大震災や熊本地震など大規模震災時（以下、「大規模震災時」という。）には、保安の確保ができていない状況下で危険物の貯蔵・取扱いが多く行われたが、二次災害防止の観点も含め、非常時であっても最低限の保安の確保は必要である。

そのため、震災時における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに関する事前相談及び実施計画書等を作成するための安全対策を以下のとおり示す。

なお、過去の大規模震災時において臨時的に行われた危険物の貯蔵・取扱いは、第4類の危険物がほとんどであったことを踏まえ、このガイドラインは第4類に限定するものである。

1 共通対策

(1) 貯蔵・取扱い場所

ア 屋外での貯蔵・取扱い

- (7) 貯蔵・取扱いを行う場所の位置は、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所にする。
- (8) 湿潤でなく、排水及び風通しの良い場所で行うこと。

イ 屋内での貯蔵・取扱い（可能な限り屋外で行うこと）

- (7) 貯蔵・取扱いを行う場所の構造は、耐火構造又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室（ボックスを含む。）とすること。
- (8) 貯蔵・取扱いを行う建築物内に、危険物以外の物品がある場合には、当該物品がある場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用すること。
- (9) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分して仮貯蔵・仮取扱いを行うこと。
- (10) 電気設備を設けるときは、電気工作物に係る法令の規定によるこ

と。

(2) 保有空地の確保

- ア 保有空地は、危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により確保すること。
- イ 危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅にすることができる。
- ウ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

(3) 標識等の設置

見やすい場所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識を立て関係者等に注意喚起を行うこと。

(4) 流出防止対策

- ア 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。
- イ 大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、流出防止対策を講じること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所で火気の使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

- ア ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。
- イ 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。
- ウ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑えること。
- エ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

(8) 取扱場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

ア 当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者自身が取り扱うか立ち会うこと。

イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は、危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

大地震後の連続する地震の発生及び避難指示発令時等における対応について予め定めておくこと。

(11) 安全対策を講じる上で必要な資機材等の準備

上記(1)から(10)で示した安全対策を講じる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先及び調達手順等について予め定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

1に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際しての共通対策に加え、震災発生時に多くの貯蔵取扱いが予想される形態について、具体的な対策を次のとおり示す。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

ア ドラム缶内の危険物を、夏場の気温の上昇や直射日光等により温度上昇する恐れがある場所で貯蔵し、又は取り扱わないこと。

特にガソリン等の第4類第1石油類を貯蔵したドラム缶では、温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が非常に高まるため厳に慎むこと。

イ ガソリン等の第4類第1石油類の給油、小分けをする場合には、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

ウ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留しない屋外で行うこと。やむをえず、屋内で行う場合には、通風・換気の確保された場所（壁2面以上が開放された場所など）で行うこと。

エ 燃料小分け等の危険物の取り扱いを行う場所は、ドラム缶等の貯蔵場所から離れた場所で行うこと。また、その場所では危険物の量を可能な限り少なくすること。

オ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合には、過剰給油にならないよう細心の注意を払うとともに、静電気対策を含めた出火対策を十分に講じること。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出するおそれがあることから次の事項に留意すること。

- ア 仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講ずること。
 - イ 配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパン等を設置すること。
- (3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等
- 移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取り扱いを除く）を行う場合には、原則、ガソリン以外の危険物とすること。また、周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。
- ア 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係のない者の立ち入りを厳に禁ずること。
 - イ 危険物流出時の応急資機材（吸着マット等）を準備しておくこと。
 - ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
 - エ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。
 - オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する場合には、ふきこぼしが発生しないよう細心の注意を払って給油すること。
- (4) 移動タンク貯蔵所に接続された可搬式給油設備による給油・注油等
- 移動タンク貯蔵所の注入ホースに緊結された可搬式給油設備により自動車への給油又は容器への注油を行う場合は、次の事項に留意すること。
- ア 危険物を取り扱う場所は屋外とする。また、給油場所の位置は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つこと。
 - イ 給油設備は、危険物の規制に関する規則第25条の2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造であること。
 - ウ 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有する構造とし、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設けること。
 - エ 移動タンク貯蔵所1台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とすること。また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携

行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動タンクのタンク室の1つは空室にしておくこと。

オ 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管すること。なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、前記エに掲げる移動貯蔵タンクにおける危険物積載状況についても確認を行うこと。

カ 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行うこと。

キ 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させること。

(5) 移動タンク貯蔵所の常置場所以外への一時的な退避

常置場所（事業所）が被災し、危険物積載の有無に関わらず緊急避難的な移動タンク貯蔵所の移動を行う場合は、次の事項に留意すること。

また、危険物を積載した移動タンク貯蔵所を常置場所において一時的に待機させる場合においても同様とする。

ア 退避場所は原則屋外とし、移動タンク貯蔵所の周囲には3メートル以上の空地を確保すること。また、移動タンク貯蔵所の相互間は0.6メートル以上の距離を保つこと。

イ 退避場所の周囲は柵やロープ等により明確に区分し、見やすい箇所に標識・掲示板を立て、注意喚起を行うとともに、関係者以外の立ち入りを厳に禁ずること。

ウ 退避場所は危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、万が一に備えて吸着マットを設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

エ 退避場所及び空地内での火気使用は禁止するとともに、常時火気を使用する場所から5メートル以上の距離を保有すること。

オ 積載する危険物に応じた第5種消火設備を3本以上設置すること。なお、車両台数を考慮し、必要に応じて増設すること。

カ 退避場所に関係者以外の者の出入りができない環境である場合を除き、危険物取扱者（1名以上）が退避場所に常駐し、監視を行うこと。

キ 一時的な退避について、事前に退避場所関係者の承諾を得ておくとともに、周辺地域の理解が得られるように努めること。

第3 事務手続き

1 事前手続き

震災時等の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書を作成した場合は、それを添付した「震災時等危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書」（別添１）（以下、「実施計画書」という。）を江南市消防本部消防予防課（以下、「消防予防課」という。）に正副２部提出すること。

(1) 事前協議

実施計画書を作成又は変更する場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱い形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に消防予防課と協議すること。

(2) 実施計画書の作成

実施計画書は、第２に掲げる安全対策及び実施計画書作成例（別添２）を参考に作成すること。

(3) 実施計画書の添付書類

実施計画書には、仮貯蔵・仮取扱いの実施予定場所及びその位置図、平面図、設備図及び危険物の仮貯蔵・仮取扱いの状況を示す図面等を添付すること。

(4) 消防予防課の対応

ア 実施計画書が提出されたときは、必要に応じて現地調査を行い、提出された実施計画書に示されたとおり安全に仮貯蔵・仮取扱いが実施できるか確認を行うこと。

イ 実施計画書の内容を確認し、安全に仮貯蔵・仮取扱いが実施できると判断した場合は、実施計画書の副本を返付すること。

２ 震災時等における手続き

実施計画書が事前に提出されている場合の事務手続きについては以下のとおりとする。なお、実施計画書が提出されていない場合は、原則通常の手続きを要する。（別添３参照）

(1) 震災時等における申請手続きの適用

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合、又は平常時と同様の運用が困難であると消防長が認めた場合で、災害復旧又は社会的機能の維持のため危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場合に適用される。

(2) 電話等による申請

申請は、電話又はファックス等（以下「電話等」という。）により行うことができる。

(3) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出

電話等により申請した申請者は、来署等の対応が可能となった場合、

速やかに危険物仮貯蔵仮取扱承認申請書（以下「申請書」という。）を2部提出すること。この場合、申請書の申請日は電話等による申請日を記入すること

(4) 消防予防課の対応

ア 申請があったときは、申請の実施方法等と実施計画書を照合し、相違がない場合は、速やかに口頭により承認すること。なお、申請書の提出により申請された場合も、危険物仮貯蔵・仮取扱承認書（以下「承認書」という。）交付前に、口頭により承認することができる。

イ 口頭による承認後は、原則現地確認を実施し、安全性の確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。

3 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し

仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われることは原則認められないが、震災時等における災害復旧のため必要と認められる場合は、繰り返し行うことができる。この場合、次の事項に留意すること。

- (1) 1回の仮貯蔵・仮取扱いは10日以内とし、期間の延長は認められない。
- (2) 災害復旧のため、仮貯蔵・仮取扱いが10日を超える場合、繰り返し承認が必要になるため、承認期間中に再度申請を行うこと。
- (3) 承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去すること。

第4 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

1 申請が必要な危険物の貯蔵・取扱いについて

許可を受けた危険物と異なる危険物の貯蔵・取扱いや既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合等は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認が必要である。

2 申請が不要な危険物の貯蔵・取扱いについて

(1) 許可範囲内の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設に設置された設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用、停電時における非常電源や手動機器の活用等については、事前に許可内容との整合性を図り、許可範囲内の貯蔵・取扱いとする場合、危険物仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない。

(2) 許可範囲内とすることができる貯蔵・取扱い例

- ア 給油取扱所での緊急用可搬式ポンプの使用
- イ 給油取扱所での非常用発電機の使用

(3) 予防規程等への記載

予防規程を定めなければならない危険物施設については、予防規程に、それ以外の施設については予防規程に準ずる規定等に、使用条件、安全対策、代替設備等の維持管理方法、従業員の教育等について規定すること。

第5 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いを行う場合にあっては、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認の手続きは要しないものであるが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いに伴い火災等の事故が発生するなどの二次災害が発生することを予防することは重要である。したがって、その貯蔵・取扱いにあたっては、必要に応じて前記第2を参考として適切に行うこと。

なお、震災時等における指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いに係る安全対策及び手続きについて疑義が生じた場合は消防予防課と協議すること。

第6 別添資料等

- 別添1 「震災時等危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書」
- 別添2 「震災時等の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書作成例」
- 別添3 「震災時等の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー」
- 別添4 「震災時等の仮貯蔵・仮取扱い計画書一覧表」

参考資料（総務省消防庁）

- 危険物施設の震災対策ガイドライン「製造所編」
- 危険物施設の震災対策ガイドライン「屋内・屋外貯蔵所編」
- 危険物施設の震災対策ガイドライン「屋外タンク貯蔵所編」
- 危険物施設の震災対策ガイドライン「移動タンク貯蔵所編」
- 危険物施設の震災対策ガイドライン「給油取扱所編」
- 危険物施設の震災対策ガイドライン「一般取扱所編」
- 震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項